



猿払レインボー（バレーボール少年団）

平成20年度村政執行方針

猿払村長 森 和 正

引き続き地方分権に基づき協働の精神を貫き
地域再生により活性化を目指します。
これからは人間が本来求めている幸福
「存在欲求」の充実が大切だと考えており
地域コミュニティーや人と人とのふれあいの場を多く活用し
地域再生を考えることが必要となります。

はじめに

テーマ

格差社会 人の輪で地域再生を！

私も2期目の後半に入りましたが、就任当初からの行政執行理念は変わるものでなく、引き続き地方分権に基づき協働の精神を貫き、地域再生により活性化を目指して参ります。

安全、安心を買っていた住民は、商品偽装問題、不透明で収拾の尽かない年金問題、家庭内虐待、原油高による物価の上昇など様々な大きな課題に悩み、今日の日本は完全に均衡を失いつつ進む状態であると思えます。

社会の政治、経済、環境が余りにも乱れているがために、次々と問題が起これ、税制論議をはじめ整然と政策論議をしなければならぬ時に、その争点が分散しています。

日本の社会は、成長と再配分、市場原理主義優先などで、いつもその「パランス」を保ってきたと思っております。それらを全て失う方向に舵を切ろうとしているようにしか感じられませんが、地方と東京の地域間格差が大きく、かつ、都市でも貧困層が増加する状況の中で、同じ日本に住む者にとって格差があつてはならないことは当然であり、小規模自治体の果たす役割があつてこそ日本の国土は守れるのであると誰しもが思うところであります。

何のために生きていくのかという使命や、何が豊かさなのかわからないまま、過剰な豊かさを目指し走り続けることは、いびつな社会を創るのみと考えます。

私たちには、物がほしいという「所有欲求」と人間同士で触れ合いたいという「存在欲求」があります。今までは「所有欲求」に視点が向けられていましたが、これからは人間が本来求めている幸福、「存在欲求」の充実が大切と考えます。

地域コミュニティーや人と人のふれあいの場を多く活用し、地域再生を考えることが必要と存じます。

「村民主役」優先を！（地方分権）

地方分権が転換期を迎えている今、第2期地方分権改革の作業に入っております。ポイントには国と地方の税源配分をどうするか、国の出先機関、独立行政法人の整理統合などがあります。

財政難に苦しんでいる地方は、地域住民への行政サービスを切り詰め、またそこに住む住民は、自ら考えなければならぬ課題も大きなものとなっております。

この重要な時期にこそ住民が主役の自治を実現することに尽きると考えます。平成20年度の国の予算も財政格差を指摘しつつ「地方の安定した財政基盤構築」の検討も明記されています。しかし、具体的な税源配分、財源など

は明記されてはいないし、どの程度なのか見通しが無いと感じています。

これまでの地方分権は、合併の受け皿とされてきましたが、今は、機関連任事務など地方重視の姿勢に変化してきており、合併などは反映されていないのが実態かと考えます。いずれにしても、財政は厳しさを増すと考え、村行財政改革を推進し、健全財政を堅持し、今後、自分たちの地域を自分たちで育てる自主性と主体性、すなわち「地域価値観」をどう高めていくかについて、引き続き主権者である村民に求め、支援していく覚悟であります。

地域再生の要件として

要旨は昨年と同様です。

1. 地域の産業からなる経済的波及効果、技術、人材、観光資源、文化及び歴史など地域等が有する情報を共有化し創意工夫を図ること。

2. 市町村間、地域間の競争力の強化による工夫を考えること。

3. 具体的推進段階において地域活性化のため明確な原則と方針や創意工夫を持った人材の存在が必要、かつ、重要で客観的に時勢を評価し実施できる地域での仕組みづくりが求められること。

4. 地域間連携の阻害要因となっていないのは何かを考え、原因を追求し除外しながら連携強化を高めること。

地域の諸情勢の再生を選択するのは地域に住む村民で、村民が村民として生活していく原点である。

村政執行の個別的な重点概要

1. 再生のための参加・協働に係る基本的考え方

はじめに、「まちづくりは住民の視点」からというスタートラインにすることが必要になると存じます。これは、これまでの考え方、「国が企画して、北海道に、そして市町村へ降りて、住民が協力して施策を実現する」全国画一的な固定観念を捨てることから始まります。

当然、行政と地域住民の関係は、お互いに自立した「パートナー」としての対等な関係であります。

2. 参加・協働の規律に関する

協働の原則としては、「パートナーとしてお互いを見るために」、「対等性」や地域住民の「主体性」が重んじられます。

協働を進めるには、その地域のゴールづくりという「目的・情報の共有化」が土台となり、そのゴールをつくるための「開かれた心」（オープンマインド）や、自分の立場だけでなく全体の仕組みなどを観る「全体性」が双方の人々にとって必須となります。

協働のための具体的ルールとして考えられることは、次のようなものと考えます。

・ 目的の共有

参加・協働システムでは、目的意識を共有するメンバーがオープンな環境で活動を展開すると考えます。メンバーが目的・情報を共有することにより、考え方や価値観、利害関係を越えて一致協力していくことができます。

・ 対等性

参加者は、全て対等な立場にあることを忘れてはなりません。また、発言の機会均等も保証されなければなりません。

・ 主体性

「自ら考え、自ら行動し、自ら責任をとる」という主体的な取り組み姿勢が必要と考えます。

・ 全体性

自分のおかれた状況を認識するとともに、その中で自分がどんな役割を果たすべきかを認識することが必要であり、メンバーは常に全体を意識する価値観や意見を認めることができる柔軟性が求められるべきと考えます。

・ 柔軟性

人々の価値観が多様化する中で、多様な性質を受入れ、異なる価値観を認めることができる柔軟性が求められます。

・ 共感性

相手の立場に立つてものごとを考え

てみることも必要であり、また、相手の感情をくみ取り、それに共感することも重要と考えます。

・ オープンマインド

率直な意思の表明や情報の開示が必要とされます。

3. 参加・協働システムの具体的な進め方

協働を具体的に進めるにはどうしたらよいであろうかということです。

参加・協働システム型の地域づくりの過程は、大きく三つの段階に分かれると考えます。「一つは計画段階」「二つ目は実行段階」「三つ目は見直し」の手法であります。

このことは、今後も、課題としている行財政改革にとって極めて重要なことと存じます。

その段階で、「必要な情報を収集・整理・提供」すること、及び「ホームページネットワーク、参加の仕組み」をつくるのが大切なこととあります。

(1) 計画の段階では

① 各地域の独自なところを探ること。地域も競争の時代に入り、地域村民自身が生きてゆく街を選択する時代が到来していると考えます。「我が村が自分の住むに値する地域か」を問う機会が多くなると思われます。

そのためには、地域を見直すことからスタートし、地域の個性を育むことが大切になり、自分の住んでいる地域

を住みよい地域に発展させ、地域発見が必要でなければならぬと考えます。②地域づくりの目的をつきつめて考えること。(目的は何かを見極める)地域の特色、他の地域にない独自の特徴を探すことは、その地域の生き残りの基盤となると考えます。より良い地域とするため、つきつめて考え目的をより深く考えることにあると存じます。もちろん、産業の構造や社会的ニーズなど地域の実態把握も十分に参考とすべきであります。

③ゴール(あるべき姿)のイメージ構築と共有を図ること。

地方分権時代における参加・協働システムの確立のためには、その前提として、村民相互による創造的な合意形成が実現されなくてはならず、創造的形成合意とは、個々人の主張を単なる工口とみるのではなく、一つの問題提起として受け止め、その妥当性や実現可能などについて建設的な議論を行い、複雑な利害関係を調整しつつ、新たな意味を持つ合意案を形成することが必要と考えます。

② 実行の段階では

① 活動推進体制を整備すること。

この局面では、活動推進のための体制を整え、活動の展開に必要な情報収集・整理・提供したり、行政や村民以外との協働の姿勢づくりの視点に立つことも必要である。また、職員の役割分担を決めたり、地域実行計画を立て

ることも必要と考えます。② その展開を図ること。

地域のあるべき姿を実現していくための具体的な展開を図り、地域のあるべき姿と現状との差(ギャップ)を埋める努力が求められます。

③ 見直しを図ること。

① 見直し

評価を住民の満足度・必要度という観点から、指標を設定し、事業の効果を測定しなければなりません。

4. 総務行政推進関連対策

【防災対策】

平成18年11月と平成19年1月に千島列島を震源とする大規模な地震が発生し、津波警報が発令されたことを教訓に、避難所の確保や防災行政無線の整備と各関係機関との連携を強化して参りましたが、時の経過とともに災害意識が薄れる傾向にあります。災害は忘れた頃にやってくる。サハリン南部・東部の地震も脅威です。

昨年作成いたしました災害パンフレットを活用しながら、的確・迅速な避難移動の判断ができる村民周知はもちろんの事、各自治会の役割も極めて重要であります。津波ハザードマップ作成を検討し、避難所の再確認と耐震強度を迅速に把握し、避難所における安全・安心の確保に努めます。

また、関係団体と連携を強化し、自然災害による「犠牲者ゼロ」を目指し

防災体制の強化に努めて参ります。

【公共交通・交通安全対策】

天北線代替輸送バス路線や都市間バスは、児童・生徒、高齢者等のいわゆる交通弱者の通学・通院に係る足の確保のため、欠かすことのできないものであります。広域連携による沿線市町村で構成される天北線代替輸送連絡調整協議会で十分協議し路線維持に向けて、利用の促進、運営費用節減を第一とし鋭意工夫をして参ります。

また、通学支援は継続して行つて参ります。さらに、村営バスにおいては、代替輸送バス路線の見直し変更を視野に入れ、検討するとともに効率的な運行に努めて参ります。

交通安全については、個々のモラルに誘引されることが大きく、死亡事故の原因となる速度、飲酒等を特化したキャンペーンを主軸に年間を通じて実施する「通年運動」並びに季節の変化に応じた「期別運動」、さらに地域性や業態等に対応した「地域・職域運動」の3点を大きな柱として、交通安全団体や関係機関と連携した啓発運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めて参ります。

5. 産業建設行政推進関連対策

【水産業対策】

村の基幹となる水産業は、ホタテ漁を中心とした資源管理型漁業が定着し

中で、村として事業を実施することは困難を極めている実態です。

【酪農業対策】

村の酪農業は、これまでの生産基盤整備により、生乳生産量を見ても分かるように農家の経営拡大に対する意欲は旺盛で、管内的に見ても中核を担うまでに成長してきております。

しかし、我が国の農業を取り巻く国内外の環境・経済情勢は、ますます厳しさを増し、生産者の自助努力を超える生産コストの高騰となっており、早急に国策による農業支援方針の見直し、拡充が優先課題と位置付け、生産者よりもより村としても大きく期待を寄せているところであります。

これらの実現には、生産者とともに生の声を発し、今後も様々な要請や実行運動を継続して展開していかねばなりません。これまで貿易摩擦に対する足腰の強い酪農業を目指し、個別経営体を中心に共同作業体系の確立を図るため、基盤や施設の整備を推進し、大型農作業機械の導入を計画的に進めて参りました。

併せて農業経営における育成コストの低減と優良な育成牛の固体管理を目的に施設整備を推進してきた村営牧野は、優れた管理体制の下、今や農家の補完施設として十分な機能を果たしております。

これら生産者や関係機関の努力が、

安定した業績を誇っており、今後も安定した事業継続が必要であり、期待するものであります。しかし、安定した管理型漁業であっても自然が相手であり、その環境の変化による漁獲量への影響や、市場動向の厳しさなど経済環境全体を取り巻く諸情勢にも十分注視する必要があります。

そのようなかで、漁家経済安定化のためには安全操業ができ、安心して水産製品を供給できることが最も必要なことでもあります。

他漁港と比べ水揚げも多く、税等でも多面的に大きく社会貢献している本村漁港が、なぜ今まで数十年も危険にさらされる漁港であったのか計り知れませんが、現在、漂砂対策等の基盤整備事業が施工されていますが、今の北海道予算では安全で完全な漁港にはならないと考えます。よって、水産振興のみならず、地域の振興に欠くことのできないものであり、漁業協同組合とも十分協議し漁港管理者や水産庁とも十分地域の実情を理解していただくよう強力に要請して参ります。

一方、有効な未利用資源であるホタテ貝殻による物づくりは、公害環境対策、まちなみ景観、地域再活性化、いわゆる所得増及び地域雇用の創出に繋がることから、関係機関への補助、融資対策並びに市場調査など、新異業種分野連携企業との協働を図り、新しい事業の実施に向け努力して参ります。

めている「GPS」航空写真を活用し、耕地の現況調査による草地の飼料作物多様化の情報共有把握等に努めて参ります。

【観光対策】

観光事業は、本村の恵まれた自然や食を生かした観光の拠点の中核であるさるぶつ公園のさらなる充実を目標に、道の駅の機能を發揮するため、既存施設を強化し有効利用を図らなければなりません。

平成19年度から始めた民間業者の出店については現在1業者ですが、今後多くの業者の出店を期待するものであり、そこで繁栄競争の原理が生まれ、てくるものと考えます。できる限りのイベント等を開催してホームページ等により情報を発信し、村のPRやイメージの向上を図ることにより集客やリピーターの増加に努め、また、農業、漁業、観光関連事業及び広域的観光関連業者との連携を密にすることにより、新たな観光資源の発掘に努め、体験型修学旅行、親子で体験する観光ツアーなど、さらなる観光振興に努めて参ります。

【簡易水道・下水道対策】

水は人間生活上最も重視すべきものであり、簡易水道施設については、各水道施設の水質の維持、改善を図っているところですが、厚生労働省が示す

制度改正に伴い、村内簡易水道4事業を施設面等で統合及び一体化すべきという指示があり統合計画を策定しなければ、今後発生する補助事業は採択されないこととなりますことから、早急に統合計画措置をし、さらに、安全・安心な水道水の確保、供給に向け努めて参ります。

下水道施設整備については、鬼志別地区終末処理場は施設の老朽化が進み施設全体の増改築が必要と機能診断されたことにより、施設の更新、機能強化に向け計画を策定し村民の不安解消に努めて参ります。

また、個別排水処理施設整備の継続実施と民間活力による浜鬼志別宅地造成地区、鬼志別宅地造成地区の水道、下水道等整備に努力して参ります。

【道路整備関連対策】

村道の整備は、村民の安心・安全そして産業振興上必要不可欠なものです。幹線村道、生活連絡道路網については、ほぼ整備済みと考え、村道維持管理を重点に置き生活安全確保に努めて参ります。今後は、産業用道路を中心に整備し、道々豊富猿払線鬼志別市街地道路、国道の海岸浸食防止対策関連道路につきましても整備に向け要請して参ります。さらには、交通安全、救急救命等のため冬期間の除排雪対策にも努力して参ります。

【村営住宅関連対策】

村営住宅建設及び管理に關しましては、計画的に建替えを推進し、必要に応じた修繕を行い、最低居住水準の確保並びに住環境整備に努めて参りますとともに高齢社会に対応する村営住宅の建設にも計画的に取組んで参ります。政策的な空き家住宅に關しましては交付金事業の措置により計画的に解体をして参ります。個人向け宅地造成も民間活力が一部地域で進んでおり、行政としても評価しています。また、他の地域についても同様な整備を期待し、その動向を見極めて参ります。

6. 協働まちづくり推進行政関連対策

【行財政改革対策】

国、地方は厳しい財政状況の中、国及び道の構造改革の遅れ、地域経済格差など、その動向の変化は著しく極めて不透明な状況の下、先々の財政を推計することは非常に困難な実態にあります。このことは、先の国が示した三位一体の改革に端を発するもので、地方自治を確立する真の地方分権改革となるよう地方への権限と財源を適切に委譲し、その内容を早急に明確にし行政運営に支障を期さないように住民は強く求めていると存じます。

行財政改革は、村民と行政が一体となつて取組む事が最も重要であり、その中で平成17年度「行財政健全化計画（平成21年度までの5カ年間）」を策

定し、特に、集中改革期間として「集中改革プラン（平成20年度までの3カ年間）」は、今年度が終期となることから目的達成に向け取り進めているところであります。

これからの正念場で「第2期の行財政健全化計画」を策定していく課題は時勢の変化に応じ工夫し随時検討していかねばなりません。

今後、できる限りの広域連携を図り、自立に向け「行財政健全化計画」を確実に実行し、村民参加型による行政運営の充実を図つて参ります。

地方分権の究極目的である、「自分たちのまち（地域）」は、自分たちで創り守り育てる。」という理念を更に村民に認識してもらうことを強く訴え、村民の皆様と共に「村の将来展望」を切り開いて参ります。

- 1. 情報の共有化を基にスピードを重視した改革
2. 課題の探求と徹底したコスト意識による改革
3. 地域自治会との協調
4. 村民の視点からの改革

村民との協働の精神で個性豊かな活力ある地域づくりの推進
村民への積極的な行政情報の発信
職員意識を改革し、機能的な行政組織の構築
無駄と思える事業を精査し、計画的性を持つて、効率的、効果的行財

政運営

【環境衛生と循環型地域対応対策】

廃棄物・リサイクル問題の解決のため、「大量消費・大量廃棄」型の村から脱却し、環境への負荷の少ない「環境型村づくり」の形成を推進して参りましたが、廃棄物の発生量は依然として多いことから、ゴミの発生抑制再使用、ゴミの再生利用（リサイクル）これらの認識を広く村民や企業に浸透させ、ゴミの排出抑制等の強化を図つて参り、さらには地球温暖化防止のための温室効果ガス削減も視野に入れ、地球温暖化対策庁内検討委員会とも協議検討して参ります。

また、リサイクルセンター並びに管理型一般廃棄物最終処分場の適正な維持、管理及び延命化に努めるとともに、南宗谷衛生施設組合を中心とした効率的な事業運営に広域連携のもと努めて参ります。

【村民参加型行政の定着関連対策】

地方分権により、「身近な政府」と称され「このことにより、自分たちのまち（地域）」は自分たちが創り守り育てる。」という行政システムを根付かせていかねばなりません。

条例による「まちづくり会議」も積極的に活動しております。また、「まちづくり懇談会・出前行政」など、村民主権、地域主権のまちづくりを村民

の視点に立ち協働して実施しておりませんが、今年度からは、より村民参加を促すため地域担当職員制度（出前行政）の導入など工夫を凝らして参ります。加えて、この制度を活かすためには、地域共同体としての各自治会の役割は極めて大きなものであり、行政支援を積極的に進めて参ります。

【村民・議会・行政一体まちづくり関連対策】

村民主権、地域主権は、憲法の規定（権利・義務）から、また、地方分権法の下で情報の共有化を図り行政システムを構築していくことは永久の課題であると考えます。

権限委譲、規制緩和、全て対等関係による意見、要望、批判及び要請なくして効果的、効率的行政を執行することとはできません。村民、議会、行政の公正な三位一体を目指すことが肝要と考えます。議会の意見に耳を傾けながら村民の意見、要望等を尊重しなければなりません。

行政として、それらの内容を十分精査・検討し、調整を図りながら正当性の基礎である民意と代表の関係を考える必要があり、このことを踏まえ小さな政府と称される地域民主政治は、「村民主権・村民行政参加・村民本位」の中で実現されなければならないと考えます。

村民の代表である首長と議員は、村

民行政参加を充実させ、伸長させることが期待されているため、そのことがより良いまちづくりに繋げていく公正なものとし三位一体を図つて参ります。

【村民との情報共有展開対策】

村の情報開示の狙いは、公正で透明な行政の推進と村民行政参加を積極的に進めることであります。これらが進展することにより変化が現れ、重要な行政施策に反映できることが想定されます。

一つは、村民の施策実施への参画の進展に繋がり、村民との協働の実現が進むことが今以上に大きく期待できること。

二つ目は、村民による施策評価や事務事業評価の導入により、行政の質の向上を図ることが期待できること。

三つ目は、職員が透明性の高い行政能力向上への努力や村民サービスのチエックにより、機能強化と意識改革を図ることができること。

四つ目は、行政情報の積極的提供により共有化の機運が強まり、村民、地域主権が今まで以上に強化されること

が期待できること。
以上のことを熟慮し、広報、広聴事務を基本に行政運営の共有化に努めます。

【まちづくり会議並びに附属機関の充実と見直し関連対策】

まちづくり会議は、現在2期目の途中でありますが、過去の総括の上に立ち効率的な手法を工夫し継続しております。行政としても「まちづくり会議」の提言を重く受け止め、可能な限り協議し実行して参りたいと考えます。また、専門分野を除き附属機関の充実と見直しを図り、前段の趣旨に沿つた行政の活性化を図つて参ります。

【ボランティア・コミュニティ関連対策】

行財政の悪化に拍車がかかる中でも村民誰もが元気で活力に満ちた暮らしのできる、潤いと安らぎの感じ取れる地域形成が求められるのは当然のことと考えます。村民一人ひとりが「自助

・共助・公助」の視点から認識を新たにして協働して暮らしを支え合う地域づくりを取組んでいく必要があります。そのための各自治会（団体自治）の役割、目的は極めて重要であります。

それらを包括し、協働したボランティア（奉仕活動者）やコミュニティエション（伝達・連絡・交信）対策の重視

（活動計画の立案・運営及び管理）の早期確立による地域村民の「自由なふれあいの里」が求められると考えますし、誰もがボランティアとしてボランティア（自発的、自由意志から）的感覚を持ち、各地域共同体としての自治会の活動（団体事務）を充実してい

なければならぬと考えます。

自治会長会議やまちづくり懇談会等で、さらにその重要性を訴えるとともに出前行政でも課題解決に向け努力して参ります。

【新エネルギー・バイオマスタウン構想対策】

平成18年度策定の「地域新エネルギービジョン」に基づき、平成19年度は、地域新エネルギービジョン推進検討委員会を設置し、地球温暖化問題の要因になつている温室効果ガス排出量の抑制及び資源の有効利用による循環型社会の構築を目指すため、「バイオマスタウン構想」の策定及び、循環資源として有効利用度と事業として実現性の高い水産系バイオマスや家畜ふん尿系ウエットバイオマスから抽出されるエネルギー、有価物のマテリアル生産に關し、プラントも含めた「未活用エネルギー事業導入可能性（F5）調査」について調査並びに研究をして参りました。

本年度は、これらに基づき、「バイオマスタウン構想」等で取り上げた事業の具体化に向けて必要な運営体制づくりと関係諸団体等との協議・検討をして参ります。

【村史編さん関連対策】

村史は、村の文化並びに伝統を資料として郷土の歴史の理解を深め、先人

がどのように地域に関わり、どのような生活をしながら郷土を創り上げてきたかを後世に伝えてゆく貴重な財産となるものであります。

平成16年7月村史編さん室を組織し、今日まで資料収集に努め、平成19年9月には村史編さん委員会を立ち上げ、開基90周年に当る平成25年を目途に約35年間の歴史を明らかにし、前刊の修正・追加を考慮して昭和50年度以降の資料、情報等を編集して村史2巻目として作成することで、編さん方針を決定したところであります。

本年度は、現在までに収集し保存している資料のさらなる充実を図ることとしておりますが、何分にも資料等が少ないのが現状であります。

よって、村史編さん委員会との連携を密にし資料収集や調査を執り進めて参ります。

また、村民の皆様にも資料や写真等のご提供をいただけるようお願いしながら進めて参ります。

7. 保健福祉推進行政関連対策

【地域福祉（ポランティア）対策】

だれもが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、元気で活力に満ちた暮らしのできる地域社会を実現するためには、村民一人ひとりがお互いに思いやりをもって支えあい、ふれあいを重視し助け合っていくことが大切です。このために、民生委員児

童委員協議会や社会福祉協議会、自治会、老人クラブ等の関係団体との連携・強化に努めて、様々な団体がそれぞれの持ち味を生かしつつ、地域福祉活動への理解と意識向上のための啓発活動を展開し、課題を協働して解決するためのネットワークの形成に努めて参ります。

【高齢者福祉対策】

高齢者が自宅において健康でいきいきと暮らすためには、地域社会全体で知恵を出し合い、支え合うことが大切であり、必要なサービスを必要に応じて円滑に受けられる体制を確保するとともに、高齢者を地域全体で支え合う体制の構築が望まれます。

このため、地域包括支援センターを中核として、全ての高齢者を視野に入れ、総合相談、権利擁護支援、及び包括的継続的支援体制を確立し、健康で明るい生活を守るための介護予防、生活支援事業の提供に努めるとともに、国民健康保険病院をはじめ医療関係機関や保健福祉関係機関と連携して、相談体制の充実や情報の収集、共有並びに提供に努めて参ります。

【児童福祉対策】

少子化の進行は、子どもの自主性や社会性の阻害、将来の社会全体への影響などが懸念されています。これまで子育てでは、もっぱら家庭の問題であり

の確保や事業所で行う在宅サービス、施設サービスなど各種事業の利用支援に努めるとともに、一昨年度末に策定した「猿払村障がい福祉プラン」の具体的数値目標達成に向けた事業の推進に努めて参ります。

【ひとり親家庭等の支援、生活自立への支援対策】

ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立支援」を主眼に置いた改革を受け、支援を必要としている世帯の早期発見に努めるとともに、保健福祉総合センターや子育て支援センター、自治会及び学校などが連携した相談・支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の早期自立と安定のため、各種制度の紹介と利用の促進に努めて参ります。

【健康づくり、保健予防対策】

健康づくりのためには、村民一人ひとりが健康を自らの問題として捉え、「自分や家族の健康は自分で守る」という趣旨のもと、若い頃から健康を意識し健全な心と身体を持って充実した人生を過ごすことは、地域社会を活性化させる、欠かせない条件であり、医療費や社会保障費の抑制という点でも大きな意味を持っています。

医療制度改革により4月から実施される「特定検診・保健指導」という新

女性の役割であるという考え方が一般的であり、女性の社会進出が進み価値観が多様化した今日においても、男性と女性とともに子育てを担うという意識は十分に浸透しているとは言えません。

加えて、小家族化や核家族化が進み祖父母や兄弟姉妹の子育てへの参加が期待できなくなり、家庭での子育て機能が脆弱化しつつある中で近隣関係の希薄化によって子育て家庭の孤立の問題も生じています。

これは単に児童だけではなく、両親や家庭環境など児童を取り巻く社会環境全般を見つめ直さなければならない問題であると考えます。

【保育推進対策】

子育て支援センター、児童相談所等の各関係機関との密接な連携のもとにこれからの時代を担う子どもたちが健やかに生活、成長できる環境の充実に努めて参ります。

現在において、今後一層の少子、高齢化が進行し本格的な人口減少社会が到来する見通しは統計上確たるもので、国の社会経済情勢に大きな影響を与える危機的状況にあると考えます。

そうした中で、地域において働く意欲を持つ女性の就労を可能とするため希望の持てる結婚、出産そして子育ての実現を支援することは、行政にとつて重要な使命であると考えます。その

利用して特定高齢者の把握に努め、高齢者の心身機能の低下を早期に発見するとともに、訪問、通所型介護予防により、機能の維持・向上に努めて参ります。

また、第3期計画についての評価をまとめ、平成21年4月から始まる「第4期介護保険事業計画」の策定作業を進めて参ります。

地域包括支援センターにあつては、適切なプランの作成やサービス利用の促進を図り、健やかに安心した生活が送れるよう、保健、医療及び福祉との連携を図り、諸事業の推進に努めて参ります。

【国民健康保険事業対策】

国民健康保険特別会計は、ここ数年医療費が著しく多額であり、平成16年度に準安定化保険者、平成17年からは3年連続で安定化保険者に指定されています。

平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度により、75歳以上の国民健康保険被保険者が異動することにより、しばらくは安定化保険者の状況が続くものと思われま

す。こうした状況の下、被保険者には後期高齢者医療制度に係る支援金を新たに負担いただかなければなりません。当面、税率の改定は行わずに国民健康保険安定化計画に基づき医療費の削減に努めながら、安定的な運営を確保す

ためには、「両親の就労と子どもの育成」「家庭における子育て」を家庭、地域及び行政が一体となって協働の精神の下、同時並行的に取組む必要があります。

保育所では、本年も、「延長保育」「一時保育」「猿払村児童クラブ（学童保育）」等の事業を積極的に実施し、家庭が安全・安心して子どもを託すことができるよう保育サービスの充実に努めて参ります。

また、子育てをしていく上での不安や悩みなどに対応するとともに、関係機関と連携を密にして特に「心配な親子、見えない、把握できない親子」等への予防的支援を重点に、子育て支援センター事業を推進して参ります。

【心身障害者福祉対策】

障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けて様々な取り組みが進められてきた結果、「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の理念は徐々に定着しつつありますが、地域での自立した生活を送るためには、各種サービスや施設、福祉に携わる人材などの地域資源の面や、人々の意識の面においても、依然として十分とはいえない状況にあります。

障がい者の社会参加等を促進するため、障害者自立支援法が平成18年度から施行され、障害者福祉計画に基づく相談や指導など、障がい者の支援体制

のために、生活習慣病予防を中心とした医療費適正化対策の総合的な推進を図るとともに、被保険者に対する情報提供、医療費削減に向けての啓発活動にも積極的に取組んで参ります。

8. 国民健康保険病院推進行政関連対策

【国保病院対策】

村唯一の1次医療機関として、地域に不足している医療に積極的に取組むとともに、医療、保健及び福祉との連携を図りながら、1次医療としての現場環境整備に配慮し、安全、安心して受診できる責務ある医療の提供に努めて参ります。

また、国の医療費抑制政策が一段と厳しい状況下で、企業会計として徹底した行財政改革の実行と職員の医療研修教育を推進し、医療の質の向上に努め公共性を確保し、合理的かつ効率性を追及して村民が安心して医療を受け、生活できる医療サービスに努めて参ります。

9. 消防推進行政関連対策

【消防行政対策】

安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、消防士個々れはもとより地域防災力の技術向上に努め、予防対策の推進を図り「自分たちのまち（地域）」は自分たちで守ることを目指した自主防災協力体制の連携意識を

高め、村民の生命、身体及び財産の保全と各種災害への消防防災体制の充実強化に努めて参ります。

救急活動においても急病、負傷及び交通事故による出動が増高傾向あり、救命効果の技術向上を図るため隊員の教育訓練、さらに病院研修を実施させる救急救命士に薬剤投与資格を持たせる対策も講じ、一層の救急救命の高度化を図って参ります。

また、村民を対象に自動体外式除細動器（AED）を使用した救命講習会を積極的に展開し、予防救命知識の普及拡充に努めて参ります。

なお、高齢社会の進展に伴い災害予防と福祉の観点から、高齢者等災害弱者に対する生活安全、安心対策の支援を積極的に推進し、消防組織の24時間機動体制の特性を活かし緊急通報システムなど、よりきめ細やかな村民対応を図り、村民生活環境の安全、安心を目標に福祉消防の拡充を目指し、生活安定の向上に努めて参ります。

10. 教育推進行政関連対策

【教育行政対策】 子どもたちは宝であり、未来を拓く財産です。

教育の大きな目的の一つは、平和を希求することは勿論のこと、広域的に未来を担う子ども達を健やかに育み、有為な人材を育てていくことにあり、その推進にあつては、家庭、地域及び

学校が一体となつて共通した考え方のもと、協働の精神を活かすことが必要で、これらは普遍的なものの考えます。

こうした視点に立ち、より良い人づくり、地域づくりのためには、夢や希望を持って、子どもを安心して育てることができる地域環境づくりを進めていかなければなりません。

特に、子ども達の健全育成には、親子でのふれあう時間や十分な睡眠の確保、規則正しい食事など、家庭における生活習慣の改善が不可欠であることから、教育関係団体と連携し、家庭の教育力の向上を今以上に認識して頂くよう努めて参ります。同時に地域の教育力を醸成しながら、児童生徒に「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」に努めて参らなければなりません。

また、教育環境の視点から地域共同体である自治会内での子ども育成活動の促進に努め、次代を担う子ども達が安全、安心して健やかな生活を送り、虐待のない、いじめのない、生きがいを持てる明るい地域環境づくりを進めていかなければなりません。

更には、人間一生涯学習です。村民が自己の充実と啓発や生活向上を目指し、適切かつ豊かな学習機会を求め、活動する「生涯学習」の在り方や実践は、重要な意義をなすことから教育委員会と多面的連携を計り協同して学習機会の支援、提供に努めて参ります。

11. その他行政関連対策

【国際交流対策】

村の国際交流協会を拠点とし、活動の奨励などにより国際交流の促進を図っておりますが、現在、休止しておりますオジョールスキイ村との姉妹村交流については、両村においての情報交換を円滑に推進してまいります。

又、現在、村内加工場等に中国からの研修生・実習生が来村していることから、新たな交流事業の展開を図るため、研修生・実習生と村民（グループ・学校等）との人的・文化交流活動を奨励して参ります。

【職員給与・定員管理対策】

職員の給与につきましては、国や他団体、民間との均衡を考慮し人事院勧告を基に給与制度の適正化を図って参ります。

又、諸手当につきましては、独自の取組みであります期末勤勉手当の削減を継続するとともに、職員の住居手当も管内の状況・支給時の施策等を考慮し段階的に削減を実施いたします。

職員定員管理につきましては、定員管理計画に基づき退職者の補充を最小限にとどめ、事務の効率化と職員の創意工夫のもと少数精鋭主義に徹した行政運営を行い定員の削減を図っております。

本年度につきましては3名の定年退

職予定となつており、今後もしわゆる「団塊の世代」に属する職員を起点として一定数が退職期を迎え、また、それに加え昨今の早期退職による減員が生じていることについて計画に基づいた対応を早急に図り定員の管理に努めます。

【指定管理者制度効果対策】

地方自治法の一部改正により、平成18年度9月より指定管理者制度を導入し、本年度で3年間の契約期間が最終年となります。指定管理者には公の施設の管理運営につきまして、目的を十分に理解していただき、住民サービスの向上と経費節減等を図っていると評価しております。今後においても、原油高による物価の上昇はありますが、経費節減を図り、利用者の利便性の向上等、細目的事項について再度、指定管理者と協議し、効率の良い施設管理を実施して参ります。

おわりに

以上、個別対策を申し上げましたが、平成12年地方分権一括法が制定され、その内容から文明的な転換点となつたバブル崩壊後、改革により一層の厳しさを余儀なくされるという認識の下、村長選挙に臨みました。誰もが苦勞はしたくないであろう、しかし、これも村民に支えられ職員として今まで培った村民サービスの一環としての公務員

である使命であろうと考えたところであります。

その中で、地方自治体も従来のように一方的に住民に施策を押しつけるのではなく、時代に対応できなくなるのは明白であると思つたところです。

従来のローカル・ガバメント（地方政府）から、村民を巻き込んだ形のガバナンス（共治・協治）のあり方を追求していかなければなりません。

換言すれば、集権官治から分権自治へとローカル・デモクラシー（地方民主政治）の確立を志向していく必要性を責務として感じたところであり、前段と重複するところもありますが、新しい価値観をどのように創りあげていくかということが、まちづくりにとって重要なことと考えます。

更に、「生活者起点」で物事を捉え、新しい価値観を見出す支援をどう創り上げていくか重要な課題であると考えます。

「生活者起点」で、顧客である村民の視点から村の施策を考えると総合行政の必要性が自ずと浮上してくるはず。視点を変え村民側から見ればタテ割で行われている個々の事業では、全く外（融通）回転運動の成果ができません。

行政サイドも事業を総合的かつ横断的にやらなければならないことは、概念的に理解しているが、行動が伴っていないかつたことを反省すべきでありま

す。

そこで、「生活者起点」という発想が、タテ割りを崩していくという誘因が働き、組織的に手法を変える中で、それぞれの事務事業には多面性があることに気づいたはずであると思つております。

まだまだ多くは、法律に縛られているものがありますが、地方分権法に基づき、「生活者起点」で、広域行政視点に立ち、「地方民主政治の確立を目指す」ということです。

このことは、村民の参加、協働の機会が開放されるためには、施策に対する情報開示が進み、村民自身に施策の費用と効果を考えたらうことが必要で、それによって、地域に対して責任を持つ村民が育成されて参ります。

地方分権の目的は、「生活者起点」を重視し、「自分たちのまち（地域）は、自分たちで創り守り育てる。」ということ、それには負担もついて回ることとを意識し、地域再生に向け重点的発信をしていかなければなりません。

これらのことを協働して理解し合い、情報の共有化を図り【村民（地域自治会）・議会・行政】とが共通理念を持ち三位一体で行政運営をして参ります。

○現在、将来の大規模事業の実施概要として（情報開示） ・漁港・漁村整備（浚渫・外防波堤工事等）

・浅海増養殖事業の推進

- ・ホタテ貝殻未利用資源粉砕リサイクル工場誘致
- ・2種浜鬼志別港の国直轄事業の要請
- ・建設海岸・農地海岸浸食国土保全対策

・鬼志別演習場内環境保全対策

- ・鬼志別演習場内北口搬入道路の整備の要請
- ・道々豊富・猿払線鬼志別市街地道路拡張整備
- ・国営総合農地防災事業の施工
- ・集乳道整備事業
- ・畜産担い手育成総合整備事業
- ・農道の拡幅改良を目的とした農道整備事業

- ・浅茅野地区農業環境再編整備事業の検討
- ・バリアフリー型村営住宅建設（建替え）並びに一部取り壊し工事
- ・新エネルギー探求対策の実行（温暖化現象対策）
- ・歯科診療所の再検討

- ・更なる行政改革と財政健全化対策
- ・目的税の検討
- ・主なハード、ソフト事業を羅列いたしました

規採択事業、要請事業もありますが、地域雇用対策、地域再生生活性化策の一環として努力して参ります。最後になりますが、一部地域の企業業種の景気動向は上昇傾向にあります。が、北海道経済はマイナスに転じてお

ります。 今までの国の赤字債券発行により、健全財政からはほど遠く、また、地方財政の柱となす地方交付税交付金も減額されて交付されており、加えて国の地方交付税交付金特別会計も地方財源不足を補うため55兆円の借入れをされている実態から、将来、地方はこれを返済していかなければならず、単に村の借入れが減ったからといって安心できず、自分、厳しい財政運営が生じるものと覚悟しなければなりません。 格差是正、地方再生交付金など財源措置を図るとしておりますが、現段階では不透明の中で、推計により見積り、当初予算を策定いたしました。中長期的に見ると不安要素が多くあり厳しい実態にあります。

施策的、財源的不確定要因から当初予算で計上できないものもあり、一部予算補正で対応していかなければならないと考えますのでご理解とご協力を賜りたく存じます。

議員皆様はじめ主権者である村民の絶大なる協働の精神を發揮して頂き、「村民・議会・行政」の三位一体を基に職員一同ともども努力して参りますので、ご支援賜りますようお願いいたします。ご理解ご協力を申し上げ、平成20年度の村政執行方針とさせていただきます。

平成20年3月11日 猿払村長 森 和 正

平成20年度教育行政執行方針

猿払村教育委員会

生涯学習の意義を基本理念に
心豊かでたくましい21世紀を担う「人づくり」を行い
産業起こしや地域づくりを担う
有為な人材を育てていくことが一層重要です。

はじめに

近年、社会においては科学技術の進歩、国際化、情報化、少子高齢化など、急速で広範にわたる変化の中にあつて、家庭においては育児の不安や教育力の低下が心配され、また、学校においては確かな学力の向上をはじめ、信頼される学校づくり、いじめへの対応など、質の高い教育が求められています。今日、我が国においては、少子・高齢・核家族化、国際化、情報化など、社会情勢が大きく変化している中で、また国民の意識や価値観の多様化、さらには行財政構造改革が進む中で、先行き不透明な厳しい状況が続いております。一昨年の末、国会において約60年ぶりの教育基本法の改正を受け、昨年には学校教育法など教育三法の改正がなされ、さらには教育再生が叫ばれるなど、今、新たな時代に向けての教育のあり方が注目されているところであり、また、授業時数の大幅増、小学校での英語活動の設定、総合的な学習の時間の削減、学校週5日制の下での土曜日の活用など、学力向上をねらった学習指導要領改訂に向けての中央教育審議会の答申がなされ、さらには学校職員評価制度の実施が求められるなど、教育を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。また、昨年においては、高校生による殺人事件の発生のほか、いじめにより児童生徒が自ら

その命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生し、こうした命に関わる悲惨な出来事は、大きな社会問題にもなっているところであります。猿払村においても、厳しい財政状況の中にあつて、行財政改革や少子・高齢化問題など、試練と転換のときを迎えております。

このような中にあつて、教育分野においては、生涯学習の意義を基本的理念に、心豊かでたくましい21世紀を担う「人づくり」を行い、産業起こしや地域づくりを担う有為な人材を育てていくことが一層重要でありますことから、国の矢継ぎ早に行われる教育改革に翻弄されながらも、教育に携わるもの全てが「子ども達を中心にすえ、子ども達のために何ができるか」という視点北海道教育推進の動向などを見極めに立ち、「信頼される学校づくり」を行い、子ども達の「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」に努めるとともに、村民全てが、郷土・猿払村に住んでいることを誇りに思い、夢を持てる教育環境の整備を進め、猿払村の教育を推進する必要があります。

教育行政執行の基本的な考え方

教育委員会といたしましては、このような認識のもと「すべては子ども達のために」を共通基盤として、学校・家庭・地域が一体となって取り組んで

いくため、村長部局との連携も深めて学校をサポートし、行政と学校、村民がより一層連携し、相互に信頼し合う中で、子ども達に「知」「徳」「体」を育む教育環境づくりに取り組んで参ります。

また、教育の目的である人格の完成と、心身ともに健康な村民の育成を目指すため、学校教育と社会教育の振興を図り、生涯学習の環境整備に取り組むほか、郷土・猿払村への愛着と誇りを身につけ、他人を思いやる心の育成や家庭、地域社会の教育力の向上を図る取り組みなどを進めて参ります。

主要施策の推進

次に、こうした基本的な考えのもと、取り組んで参ります主な施策について申し上げます。

学校教育の推進

学校教育は、すべての大人が子ども達の健全な育成を願う深い愛情をもち、学校、家庭、地域が相互の信頼のもとに協力・連携し合うことが大切であり、保護者や地域から「信頼される学校づくり」に努め、そのなかで児童生徒の「確かな学力」、「豊かな心」、「健康やかな体」を育てることが重要であります。

○信頼される学校づくりについて

各学校においては、実態に即した経営方針や課題を明らかにしたうえで、校長を中心とした全ての教職員が一致協力し、児童生徒の学ぶ意欲を醸成するとともに、規律や規範を重んじる態度を培うことが出来る学校経営を進め、地域に信頼される学校づくりを推進していく必要があります。

このため、「学校評議員」制度を一層効果的に活用して学校改善を図るとともに、予め設定した目標や具体的計画に対して全教職員が参加する自己評価を行い、これらの結果を教育委員会が学校とともに検討していくこととします。

また、教育活動等の状況について、保護者や地域に情報を積極的に公開するとともに、保護者並びに地域住民に開かれた学校となるよう、授業参観の機会や各種行事への参加の機会を拡大するなど、信頼される学校づくりに取り組んで参ります。

さらには、教育活動の直接の担い手である教員に対する揺るぎない信頼を確立することが重要であり、また、教職は、日々変化する児童生徒の教育に携わり、児童生徒の可能性を開く創造的な職業であるため、教員には、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることが求められていることから、今後とも、教職員の自主的研究団体の支援や研修機会を確保するとともに、学校職員評価制度の試行実施を導入する

など、学校の活性化と教員の資質向上に努めて参ります。

○確かな学力の向上について

学校教育の中で最も重要な課題は、児童生徒に生涯学習の基礎となる確かな学力を身につけさせることにあります。なかでも、変化の激しい社会の中にあつて、基礎的な知識・技能を徹底して身に付けさせるとともに、問題を見つけた主体的に判断し、解決していく力を高めることが重要であり、学力向上の方策は、絶えず見直しを図る必要があります。

このため、教育活動は、学習指導要領を具体化した指導計画や目標に準拠した評価規準等に基づき、意図的、計画的、組織的に行われるよう取り組んで参ります。

併せて、各校に示した学校教育の重点に基づき、学習指導要領に基づき各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に理解、習得するよう指導の充実を図り、評価や指導時数の適切な管理のもと、児童生徒の学習意欲を喚起する授業のなかで、体験的・問題解決的な学習を重視した指導や、習熟度に配慮した発展的または補充的な学習などに、中学校では学校二期制の本格実施を行うなど創意ある教育課程の編成実施に努めて参ります。



学習に取り組み、地域の教育力を活用した学習を各学校で進めるとともに、児童生徒に学ぶ楽しさや達成感を享受させ、『生きる力』を育む事が出来るような教育活動となるよう支援して参ります。

読書については、言葉を学び、表現力や読解力を高め、豊かな感性や情操を育む上で非常に大切なことでありますことから、引き続き各学校の実態に応じ、全校一斉の「読書の時間」の設定やボランティアによる読み聞かせを奨励するとともに、農村環境改善センター図書室等との連携・活用など、読書活動の普及、啓発に努めて参ります。

また、情報通信技術の目覚ましい進展の中、コンピュータやインターネットを使う技術の習得と、あふれる情報の中から必要な情報を取捨選択し、必要な情報を主体的に受発信できる能力を育成することが求められておりますことから、各学校に整備されているパソコンコンピュータの一部更新及び機能の拡充を行い、積極的な活用に必要な動作環境の確保を図り、インターネットを利用した「調べ学習」を中心としながら、学齢に応じた指導の充実に取り組んで参ります。

村内小学校の卒業生は、拓心中学校に入学する学校設置状況にありますことから、中学校と小学校が連携して、教育活動、生活指導、子育てなどの課題解決に取り組んでおりますが、一貫

的な活用を奨励するなど、郷土の学習に取り組む、連帯感を高め豊かな心の育成を図って参ります。

○健やかな体の育成について

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、朝食欠食や肥満傾向の増加などが顕在化しており、成長期にある児童生徒にとつて、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成にあたって大きな影響を及ぼすものでありますことから、望ましい食習慣の形成を促すことは国民的課題となっており、また、「平成16年度北海道公立学校学習状況調査」及び「平成19年度全国学力・学習状況調査」において、基本的な生活習慣が身につけている児童生徒はペーパーテストの得点が高い傾向にあることが示されました。

このため、学校給食にあつては、調理業務における栄養管理や衛生管理等の給食管理意識を高めることはもとより、児童生徒の栄養の指導及び管理を主体的に担う栄養教諭を任用し、学校教育活動における食に関する指導の強化に取り組んで参ります。

また、基本的な生活習慣を身につけることは、健やかな体の育成に大切なこととありますことから、規則正しい食生活や睡眠時間の確保などについて家庭の意識向上に努めて参ります。

性のある継続的な指導を行うことにより、児童生徒の有益で充実した学校生活が期待できるため、小中学校の円滑な連携、接続の協議を深めて参ります。また、保育所の遊びを中心とする養育と、小学校の教科の学びを中心とする教育の適切な接続の在り方について、双方が協力、連携して研修を深めることは大切なことでありますので、保育所と小学校の連携、接続に取り組んで参ります。

さらには、引き続き「はまなす学校」への支援を行うとともに、全校が小規模学校であることから、各小学校間の情報交換や緊密な連携を図り、集約的な教育活動の実践を展開して参ります。

障がいのある児童生徒の教育については、各学校で指名する特別支援教育の主務者（コーディネーター）を中心として、必要とする支援を実施するとともに、「猿払村特別支援連携協議会」の活動を深めて参ります。

また、早期発見から自立へと継続的な支援体制を図るためには、保護者や地域社会の理解と協力が必要でありますことから、専門家等による特別支援に関する講演会を引き続き開催し、支援を必要とする方々の社会参加への理解・啓発を図って参ります。

さらには、障がいの種類や程度に応じた指導の場として、必要に応じ特別支援学級を開設して指導することとし

○国際理解教育について

急速に進展する国際化に向けて、諸外国の生活習慣や文化などを理解し、柔軟に対応する人材を育成することは重要であります。

このため、引き続き「語学指導を行う外国青年招致事業」による外国語指導手を配置し、中学校では学習指導要領に示された目標達成のために指導援助を行うとともに、小学校においても「総合的な学習の時間」の中で諸外国の文化や英語に親しむ学習に取り組んで参ります。

また、引き続き猿払村国際交流協会と学校が連携し、猿払村在住の外国人との交流を通じ、国際理解を図る取り組みを行うて参ります。

○教育環境の整備充実について

次代を担う子ども達が、夢を持って楽しく学べる教育環境の整備は大変重要なことでありますので、児童生徒が安全で快適に毎日を通るよう学校施設の維持補修に努めるとともに、スクールバスの運行については、児童生徒の通学や校外活動の円滑な実施に向け、運行の安全性に十分配慮しながらより有効な活用に努めて参ります。

また、村内6小学校の適正な配置に ついては、本年1月末に猿払村学校適正配置審議会からの答申が出されまして、その答申内容を尊重する

ておりますことから、本年度は、鬼志別小学校では増設、浅茅野小学校では新設という形の中で特別支援学級を開設し、適切な指導に努めて参りますとともに、学校生活への円滑な移行と個々の学習態勢の確立に向け、必要に応じ「学校支援員」を配置し対応して参ります。

○豊かな心の育成について

少子・高齢・核家族化が進み、今日の社会情勢と共に子ども達を取り巻く環境が大きく変化した中で、子どもの抱える問題や悩みを的確に把握し、児童生徒一人一人の個性を生かし、自らを律しつつ相手を思いやる心の育成や郷土への愛着心、誇りを身につけさせることは大切なことであります。

このため、学校では豊かな心や善悪を判断する力を育むため、引き続き道徳の時間と全教育活動との関連を指導計画で明確にするなどして、子どもの心に響く道徳指導を行うとともに、ボランティアの心の育成に取り組んで参ります。

併せて、家庭は、「しつけ」などの本来持つべき役割を果たし、地域社会は、青少年健全育成の環境づくりや学校を支える体験活動の場の提供を行うなど、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分果たし得るよう努めて参ります。

また、不審者による児童生徒への声

なかで、教育委員会としての考え方、方針をまとめるための検討を引き続き行なうて参ります。

社会教育の推進

社会教育においては、村民が、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じ学習やスポーツ・文化に親しみ、自己の生活向上を目指すことは大変意義深いものであり、村民、地域、行政がそれぞれの役割と責任を果たし連携・協力して、村民一人一人がゆとりと潤いといった心の豊かさをもって生き生きとした生涯学習社会を構築できるよう「支援体制」や「学習の場」などを整え、スポーツ・文化の振興を図り、ひいては、村民自らが企画し、生涯学習活動を行える環境づくりが重要であります。

○支援体制の充実について

村民が、生涯各期にわたって新たな知識や技能を習得する学習機会の拡充のため、関係機関や団体とも連携を密にし、指導者の発掘や養成、情報提供など多様な学習要求に応えるとともに、幅広い学習活動への支援を行うことが大切であります。

このため、専門職としての社会教育主事の複数配置が望まれることから、北海道教育委員会からの派遣並びに職員の後継者養成に努めるなど、支援体制の充実に向けて努力して参ります。



掛けなどが依然として続発していることから、子ども達を犯罪から守り、安全を確保することは喫緊の課題であるため、地域社会全体で通学路の見守りなどを行うボランティアを広く呼びかけて参ります。

併せて、子育て推進協議会や防犯協会などの関係団体との連携を進め、夢や希望を持って、安全・安心で健やかな生活を送ることが出来るよう取り組みますとともに、中学校には、引き続き「心の教室相談員」を配置して、豊かな心の育成の支援を図って参ります。

さらには、「特別活動」や「総合的な学習の時間」において、地域における体験活動の推進や先人の足跡を知ることが出来る猿払村郷土資料館の積極

併せて、村民の知識・技能が多様な場面で活かされるよう、学校教育活動ともタイアップして、地域の人材を活用しながら、生涯学習の普及・啓発に努めて参ります。

また、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として国が創設した「放課後子どもプラン」に準じた形で、引き続き、村単独事業として地域の大人の方々の協力を得ながら『わくわく放課後教室』を実施して参ります。

さらには、子育て支援など学校教育と社会教育が一体となつて取り組む『学社融合』の推進を図るとともに、「猿払村子ども会育成連絡協議会」を始めとした社会教育関係団体活動への支援、連携に努めて参ります。

○学習の場の提供について

村民がいきいきと暮らし、豊かな人生を築くために、地域社会の中で自然とのふれあいや仲間との生活体験、活動体験などを経験できる場や機会の充実を図ることは大切なことであります。

このため、図書室及び移動図書館車『なかよし号』の蔵書の充実を図り、活用を奨励し、広く読書感想文を募るなど有効利用を図るとともに、引き続き各学校を巡回した『子ども映画会』を開催し、友だち同士が感動を共有できるような場の設定を行うとともに、体験活動を通して自然の豊かさを知る

公的資金補償金免除繰上償還について

『財政健全化計画』及び『公営企業経営健全化計画』を策定

概要

従来、国から借り入れた資金（政府資金）を繰上償還する際は、貸し手のリスクが大きくなることから、元金償還のほかに『補償金』が課せられていましたが、近年、地方公共団体における公債費負担が増大し、財政健全化が急務となっている中で、高利な公債費（借金の返済）を繰上償還しようとする場合に支障となっていました。

そのような状況の中、国は地方公共団体の財政健全化を促進するため、地方財政法に規定を設けることとし、平成19年度～平成21年度までの3年間、**年利5%以上の政府資金の繰上償還が補償金免除で認められることとなりました。**

なお、繰上償還にあたっては、財政健全化計画または公営企業経営健全化計画の策定により、当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められることが条件とされました。

猿払村においては、一般会計と簡易水道事業会計が該当することとなったことから、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画（猿払村財政健全化計画）及び公営企業経営健全化計画（猿払村簡易水道事業経営健全化計画）を策定し、総務大臣及び財務大臣から承認されました。

財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画の内容

計画の内容は、本村の行財政改革の指針となっている『猿払村集中改革プラン』に準じています。一般会計においては職員数の減員による総人件費の抑制、また簡易水道事業においては料金改正による経営基盤の強化を中心とした内容となっています。
計画期間は、平成19年度～平成23年度までの5年間です。

政府資金の繰上償還予定額（3年間の合計）

- ①一般会計…………… 1億2,867万円
- ②簡易水道事業会計… 2億2,245万1千円

合計 3億5,112万1千円



繰上償還の財源

繰上償還に際しては多額の財源が必要となることから、必要に応じて民間資金による借換債の発行ができることとなっています。

猿払村においては3年間の合計で2億9,850万円の発行を予定しており（一般会計…1億2,600万円、簡易水道事業会計…1億9,590万円）、その残りについては減債基金の活用により、5,260万円程度の取り崩しを予定しています。

財政効果

村の試算では、延べで**7,240万円**程度の利子の軽減が見込まれています。特に、償還年数が比較的長い簡易水道事業の影響が大きく、延べで**5,570万円**程度の軽減が見込まれており、一般会計では**1,670万円**程度が見込まれています。

○家庭教育について

家庭は、教育の出発点であり、家庭の教育力を向上させることは全国的な課題になっておりますことから、子どもの教育に対する本来家庭が果たすべき役割を見つめ直す必要があります。このため、猿払村子育て支援センタ



ことを目的とした自然体験総合活動『どろんどろん広場』事業など、地域との関わりを持った学習の場の提供、支援に努めて参ります。
また、「道民カレッジ」との連携事業に取り組み、学習意欲を喚起するほか、外国語指導助手による英会話教室などを通じて、コミュニケーション能力の育成や国際理解を深めるなど学習の場の提供を行って参ります。

1との連携やPTA連合会主催による研究大会と併せて取り組む『家庭教育講座』など、子ども達の教育に対する責任と自ら果たすべき役割などを学び、さらには望ましい親子関係を築いていくための支援を行い、地域や家庭の教育力の向上に努めて参ります。

○スポーツ・文化の振興について
スポーツや文化活動は、健康で心豊かな人生を送る上で欠かすことができない大切なものであります。

このため、各種スポーツ団体や文化関係団体の育成への支援や単位スポーツ少年団の活動の促進を図るとともに地域の自然・施設を活用した野外活動の奨励に努めて参ります。

また、各種スポーツ・文化活動の向上を図るため、各種大会において優れた成績に対し表彰を行い功績を称えるほか、各種スポーツ・文化活動を奨励し、文化祭等発表の場や児童生徒への生の舞台を鑑賞する機会として、『中央芸術学校公演』の開催を、北海道教育委員会が主催する「北海道巡回小劇場」と連携するなどして、取り組みを行って参ります。

さらには、「村民スキー大会&スノーフェスティバル」や「イチニの会」などを継続実施するとともに、日常的に実践出来る健康づくりやスポーツ活動並びにレクリエーション活動を通じて、村民の心身のリフレッシュと体力

の向上に努めて参ります。

むすび

以上、平成20年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

将来を担う教育委員会といたしましては、子ども達の、特に生命尊重や社会規範にかかわる知識や行動力は、家庭・学校・地域社会を舞台に、自然や文化、年齢や職業の異なる人とのふれあいの中でくり広げて成長していくものであると考えます。

教育委員会といたしましては、全国的に教育委員会が形骸化しているなどの指摘もあり、また教育再生会議でも取り上げられておりますことも踏まえて、村民との意見交換の場を設けるなどの検討を加えながら、自らの活動のなご一層の活性化を図るとともに、子ども達一人一人が夢をもち、たくましく生き抜く郷土猿払の子どもの育成と、村民の皆様が生涯学習社会に対応できるような教育環境づくりに向け、少しでも前進できるように取り組んで参りたいと考えております。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年3月11日

猿払村教育委員会

平成20年度（新年度）

各会計別予算額

会計名	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率
一般会計	40億180万円	35億9,750万円	4億430万円	11.2%
特別会計				
老人保健	2,860万円	3億3,317万円	△3億457万円	△91.4%
国民健康保険	3億9,490万円	4億68万円	△578万円	△1.4%
介護保険	2億4,312万円	2億3,796万円	516万円	2.1%
保険事業勘定	2億1,761万円	2億1,487万円	274万円	1.3%
介護サービス事業勘定	2,551万円	2,309万円	242万円	10.5%
後期高齢者医療	2,976万円		2,976万円	皆増
簡易水道事業	2億8,749万円	1億9,815万円	8,934万円	45.1%
下水道事業	2億251万円	1億8,198万円	2,053万円	11.3%
国民健康保険病院事業	5億6,578万円	5億4,997万円	1,581万円	2.9%
合計	57億5,396万円	54億9,941万円	2億5,455万円	4.6%

平成20年度の一般会計

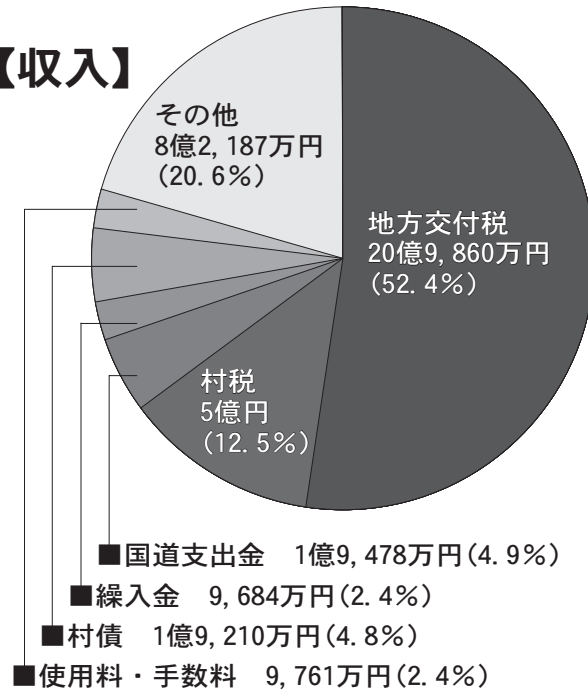
の当初予算規模は40億180万円となり、前年度当初と比較して4億430万円（11.2%）と増額となりましたが、これは村内の酪農家に対して行う、畜産施設整備事業についての自己負担分を村の予算を経由するため、これらを除く実質的な予算額は34億6,445万円となり、前年度と比べますと1億3,305万円（3.7%減）の減額となることから『緊縮型』の予算となっています。

【対前年度比】
 ▶一般会計は
 11.2%増の40億180万円
 ▶全会計では
 4.6%増の57億5,396万円

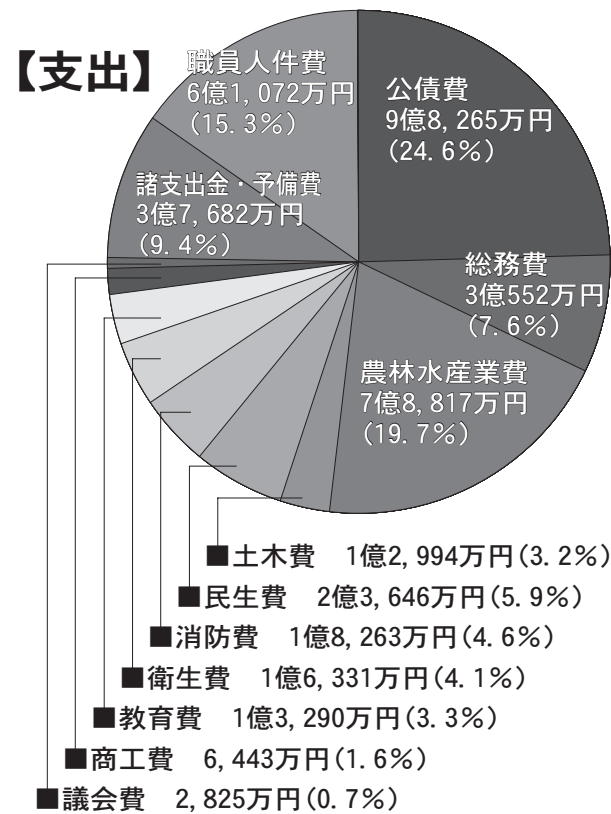
依然として苦しい村の台所です!!
予算が決定しました。

一般会計収入・支出の内訳

【収入】



【支出】



歳入面

では、村民のみなさんからいただく村税収入が漁業所得の回復などにより前年度当初と比較して9,340万円（23.0%）の増加（本年度予算額5億円）が見込まれるほか、歳入全体の半数以上を占める地方交付税についても7,930万円（3.9%）の増加（本年度予算額20億9,860万円）が見込まれてはおりますが、今後の見通しは不透明であり依然として厳しい財政運営を強いられることとなります。

歳出面

においては普通建設事業において、継続事業の完了などに伴い減額がある一方、新規事業の開始により、前年度当初と比較して2億8,439万円（73.0%）の増額となる6億7,416万円の計上となったほか、過去の借入金の返済費用である公債費においては借換え分を除き9億5,595万円（2,428万円・2.5%減）を計上しております。
 なお、会計別の予算規模は左表のとおりとなっています。

【注】以下、予算額は1万円未満の金額を整理して表示しています。

★今年度実施する主な事業

道営農道整備特別対策事業 予算額：2,000万円

浅茅野台地地区の農道においては、近年の農作業機械の大型化や一般車両の交通量の増加などから、交通安全上地域住民に不安を与えています。これら交通の緩和と地域住民の不安解消を図るため整備を行います。

浜鬼志別小学校耐震補強事業 予算額：450万円

浜鬼志別小学校の特別教室棟の耐震診断及び補強工事に係る設計業務委託を行います。



救急用資機材購入（消防） 予算額：200万円

心肺停止傷病者の救命率向上を図るため、高規格救急車の自動体外式除細動器（AED）の更新を行います。



医療器械購入事業（国保病院） 予算額：2,017万円

受診者及び入院患者への負担軽減及びサービス向上を図るため、自動分析装置及び心電計の更新、血液凝固分析装置の導入を行います。



□村の借金のお話し

村の借金残高の推移については【図表1】のとおりとなっています。保健福祉総合センターや保育所の建設など大型事業の整備が集中したため、平成15年度をピークとして全会計をあわせて115億円を超えるまでに残高が膨らんでいました。その後は、これらの施設整備が一段落したことによって、平成18年度末で100億円を切っております。

しかし、これらの事業実施の際に借り入れた地方債(借金)の元金償還が始まったことにより一般会計だけでも毎年9億円台の償還となり、財政を締め付ける最も大きい要因となっています。借が多いということは、それだけ村民サービスの低下にもつながりますので、今後についても既存の事業の見直しや計画的な繰上償還の実施により、少しでも将来に住民負担を残さない財政運営に努めなければなりません。

このことから、平成19年度から平成21年度までの3年間、年利5%以上の政府資金についての繰上償還が認められたことから、該当している一般会計及び簡易水道事業会計の一部の繰上償還を行うこととしております。

また、【図表2】では、村の借金残高のうち、後年度に償還する額に対して地方交付税で補てんされる割合を示しています。平成19年度末残高約92億円のうち、将来にわたって地方交付税で補てんされる額は約48億円と全体の52%となっていますので、実質的な借金残高は残りの44億円となります。

その代表的な制度の一つとして、国から過疎地域に指定されている市町村のみが発行できる『過疎債』という起債(借金)の種類があります。この制度により借り入れた額に対する返済額の70%が地方交付税として交付されるという大変有利な制度であり、最近では鬼志別保育所の改築事業などに活用してきました。このように同じ借金であっても、少しでも有利な制度を使って、より効果的な事業の展開を図っていきたくと考えています。

□村の貯金のお話し

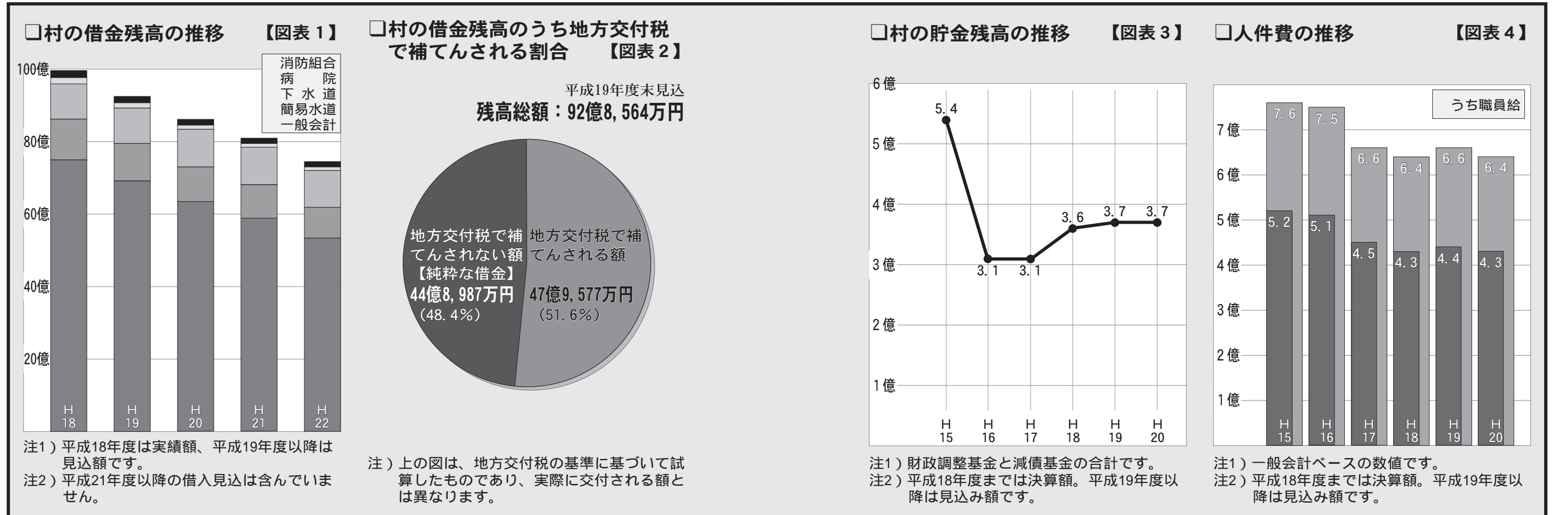
村が持っている貯金残高の推移を示したものが【図表3】のグラフです。財政調整基金と減債基金をあわせて平成15年度末で5億円余りであった残高が、国から交付される地方交付税の急激な減少などにより、やむを得ずとりくずしを行うこととなり、平成16年度以降は3億円台で推移しています。

グラフをご覧のとおり、平成16年度以降はほぼ横ばいとなっておりますが、今後さらに地方交付税の減額が考えられることから、基金を使わない予算を基本としなければなりません。

□人件費のお話し

下記の【図表4】が人件費の推移を示したグラフとなっています。ご覧のとおり年々減少していますが、これは平成15年度以降に退職者の補充をしていないことや村独自による手当の削減を行ってきたことが主な要因となっています。

このように、非常に厳しい村の財政状況ですが、村民のみなさんに対する真に必要な行政サービスを維持するためにも、村民のみなさんとの協働の基にあらゆる事務・事業の総点検を行っていく必要があります。その一環として公共施設使用料金の見直しをさせていただくことになりましたが、住み良いまちづくりのため、みなさんのご協力をお願いいたします。【問合せ先】総務課財政係(電話：2-3131)



3歳児虫歯ゼロ表彰式

3歳までに虫歯の無いお子さんを表彰



3月6日、保健福祉総合センターで、『平成19年度猿払村3歳児虫歯ゼロ表彰式』が行われました。

この表彰は、3歳児健診において虫歯ゼロの幼児及びその保護者に対し、歯科衛生の向上に努められ、他の模範とする者として表彰するものです。

本年度は、25名のお子さんが表彰され、村から賞状と記念品が渡されました。

表彰者については、右表のとおりです。

氏名	保護者名	住所
野田 菜摘	哲治	浅茅野
中山 陽莉	誠	鬼志別西町
石黒 涉音	敦	豊里
林 さくら	真一	鬼志別西町
堀井 音和	信幸	知来別
川田 大斗	直哉	鬼志別西町
船橋 紗和	信昌	浜鬼志別
小川 輝琉	学	浅茅野台地
佐藤 美優	晃弘	鬼志別東町
守谷 公延	学	芦野
嶋田 優莉佳	雅民	浜鬼志別
安彦 紫月	正博	芦野
須藤 ななみ	剛志	浜鬼志別
山川 桜依	博	鬼志別西町
小泉 絢香	寛治	鬼志別南町
藤田 咲希	和弘	浜鬼志別
安田 昂世	大陸	鬼志別西町
長部 遼馬	浩靖	浜鬼志別
松谷 亮汰	征和	鬼志別西町
久保 走野	善法	芦野
須藤 啓太	克章	浅茅野台地
高屋敷 詩	翼	鬼志別東町
山吹 湊菜	卓也	鬼志別南町
木村 汐里	陽一	浜鬼志別
高屋敷 空	傑	浜鬼志別

田辺功氏社会貢献賞(自治功労者)受賞

32年間の活動



田辺功氏(鬼志別南町)は、昭和50年5月以来32年の長きにわたり、村議会議員として豊富な経験と持ち前の行動力により、幾多の難問を解決され、地域産業の振興をはじめ、福祉の増進と民生の安定並びに健全な財政運営の推進と地方自治の発展向上に貢献されたことから、社会貢献賞を受賞されました。

AEDを使用した心肺蘇生法講習会

村職員が学ぶ



2月22日、消防署猿払支署職員が講師となり、役場職員を対象として『AEDを使用した心肺蘇生法講習会』を役場会議室で行いました。

参加した職員は、心臓の働きや万が一の場合の応急手当を学び、ダミー人形を使用した心肺蘇生を実習しました。

《AED(自動体外式除細動器)とは》
 現在、日本においては年間2～3万人の方が心臓突然死で亡くなっています。この心臓突然死の主な原因が心室細動(VF)で死に至るとされています。
 心室細動(VF)になると心臓が不規則にケイレンするような状態となり、血液を全身に送り出す心臓本来のポンプ機能を果たせなくなります。心臓の動きを戻すにはAEDによる除細動(電気ショック)を与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

5月1日から戸籍の窓口での法律上のルールが変わります

結婚や養子縁組などの届出の際の本人確認が法律上のルールになります。

【どうして？】

戸籍は、国民の身分関係が記載される大切な帳簿ですが、最近、他人が勝手にうその届出をして、戸籍に真実でない記載がされる事件が起こっています。そこで、届出の際の本人確認を法律上のルールにすることにしました。

【具体的には？】

結婚、離婚、養子縁組、養子縁縁、認知の届出について、必ず窓口に来られた方の本人確認を行います。届出の本人であることが確認できなかった場合は、確認できなかったご本人に対し、届出が受理されたことを通知します。

さらに、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、結婚などの届出を受理しないように申出をすること

ができます。
《本人確認の方法》
窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの提示を受ける方法により本人確認を行います。

戸籍の証明書を取得する要件や手続が厳しくなります。
【どうして？】
戸籍の証明書には、結婚や離婚をしたことなどの個人情報記載されており、他人に不正に取得されないようにする必要があります。ところが、最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得する事件が発生しています。そこで、個人情報保護のため、証明書を取得する要件や手続などを厳しくすることとなりました。

【具体的には？】

他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利の行使や義務の履行のために必要な場合、国・地方公共団体の手続のために必要な場合など、正当な理由がある場合に限り

れ、その理由を請求書に詳しく記載することが必要になります。

さらに、請求の際は、必ず本人確認を行います。本人確認の方法は、結婚などの届出の際の本人確認と同様、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの提示を受ける方法によって行います。（代理人や使者が請求する場合は、代理権限等の確認も行います。）なお、不正な手段で他人の戸籍の証明書を取得した者に対しては、刑罰が科されることとなります。

【問合せ先】

協働まちづくり推進課 生活環境係 電話 2 3 1 3 3

平成20年4月から健診が変わります

国では、生活習慣病予防と医療費削減を目指し、メタボリックシンドロームに着目した『特定健康診査・特定保健指導』が始まります。

そのため、猿払村でも平成19年度まで実施していた『村民ドック』の実施方法や検診項目が変更となります。特に、年齢や加入している医療保険（国民健康保険や社会保険、健康保険組合など）によって、内容が異なりますので、次のQ&Aでご確認ください。

【質問1】特定健診って何？
【回答】生活習慣病予防と医療費削減を目指し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。受診対象者は、40歳から74歳です。

【質問2】今までの健診と何が違うの？

【回答】今までは、村民に対して猿払村が健診を実施していましたが、平成20年度からは医療保険者が被保険者に対して健診を行います。したがって、猿払村国保加入者は、保健福祉総合センターや村国保病院で健診を受けることができます。その他の医療保険に加入している人は、各保険

者によって健診内容や健診場所が異なります。村で実施している健診を受けることができるかどうかは、各医療保険者が勤務先にお問い合わせください。

【質問3】がん検診や骨粗鬆症検診はどうなるの？
【回答】今までと変わりませんが、年齢や加入医療保険の種類によって料金が異なります。詳しくは、回覧でお知らせします。

【質問4】新しく始まる『特定保健指導』って何？

【回答】各医療保険者が被保険者に対して行う保健指導のことで、特定健診の受診結果により、『情報提供』『動機付け支援』『積極的支援』の3つのグループに分けられ、各グループにはその状態に合わせた保健指導が医師・保健師・管理栄養士より行われます。具体的には、メタボリックシンドロームを解消するために生活習慣改善を目指し、訪問・電話・メール等による保健指導や集団による運動指導

などが行われます。

【問合せ先】

保健福祉推進課 健康推進係 電話 2 2 0 4 0

平成20年度の健診・予防接種事業について

□妊婦健康診査のお知らせ

平成20年度から妊婦健診料の助成を2回から5回に増やします。妊娠の週数に合わせて受診票を交付（超音波検査も同回数）します。また、母子手帳を既に交付されている妊婦さんについては、予定日に合わせて交付いたします。なお、これから妊娠届出をされる方は、母子手帳と合わせて受診票を交付しますので、保健師まで届出ください。

□麻しん・風しん予防接種について

道内では、麻しんの流行が続いていますが、平成20年度より、中学1年生・高校3年生に相当する年齢の方が麻しん・風しん混合接種の対象に追加されました。（5年間の経過措置となります。）中学1年生は拓心中学校を通して保護者の方へ通知いたします。

高校3年生に相当する住民票のある方は、保護者宛に通知いたします。村外へ転出した方については、保護者在住であつても接種対象とはなりません。住民票のある市役所・町村役場か保健センターへお問い合わせください。

□がん検診（集団）の日程について

★胃がん・肺がん・大腸がん検診 5月23日（金）・24日（土）
「保健福祉総合センター」、平成21年1月27日（火）「浜鬼志別総合管理センター」
★乳がん検診（2年に1度）
▼10月24日（金）午前と午後、10月25日（土）午前のみ
★子宮がん検診▼10月24日（金）午前と午後

検診の1ヶ月前に回覧でお知らせいたしますが、会場・受付時間・料金等についてはお問い合わせください。

★39歳以下の住民健康診査について▼30歳から39歳の村民を対象に、特定健診と同一内容の基本健診と胃がん・肺がん・大腸がん検診、骨粗鬆症検診をセットで受けられます。集団検診の日程と会場は、5月23日（金）・24日（土）「保健福祉総合センタ

ー」、平成21年1月27日（火）「浜鬼志別総合管理センター」となっています。30代になつたら、健康チェックを積極的に受けましょう。★その他の検診について▼骨粗鬆症検診、前立腺がん検診、C型肝炎ウイルス検診を実施しています。年齢など対象が決まっておりますので、保健師までお問い合わせください。

【問合せ先】

保健福祉推進課 健康推進係 電話 2 2 0 4 0

国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

被保険者証の更新に当たっては、できる限りご本人が来場してください。

下記日程内に会場に来ることができない場合は、保健福祉総合センターで更新をしてください。なお、現在使用中の被保険者証は4月30日以後使用できなくなりますので、ご留意ください。

国民健康保険被保険者証は、個々のカードになりましたが、遠隔地で使用する保険証の交

付の際、在学証明書及び合格通知書は必要となりますので、ご留意ください。
※当日は、国民健康保険被保険者証と印鑑を必ず持参してください。
※保険の適用は、5月1日からとなりますので、ご注意ください。
※国民健康保険証切替と交通傷害保険の加入申込みは、同日に行います。
□村民交通傷害保険の加入申込み
国民健康保険証の切替えに併せて、村民交通傷害保険の加入申込みについても受付

ておりますので、国民健康保険証切替のない方も気軽に会場にお越しください。どなたでも、一人1口につき480円の保険料で2口まで加入できます。ご家族ぐるみの加入で交通事故に備えましょう。当日会場に来られない場合でも、役場にて随時受付をしております。
【問合せ先】
保険証更新担当
保健福祉推進課福祉介護係
電話 2 2 0 4 0
交通傷害保険担当
総務課管財交通係
電話 2 3 1 3 1

月日	地域名	時間	会場
4月14日 (月曜日)	芦野	10時00分～ 11時00分	芦野地域集会所
	浅茅野台地	14時00分～ 15時00分	浅茅野台地農業研修施設
	浅茅野	15時30分～ 16時00分	浅茅野交流センター
4月15日 (火曜日)	知来別	9時15分～ 10時30分	知来別研修センター
	小石	11時00分～ 11時30分	小石交流センター
4月16日 (水曜日)	鬼志別・豊里	13時00分～ 15時00分	保健福祉総合センター
	浜鬼志別	9時00分～ 10時30分	浜鬼志別総合管理センター
	浜猿払 狩別 猿払	11時00分～ 11時45分 14時00分～ 14時30分 15時00分～ 15時30分	浜猿払交流センター 狩別地域集会所 猿払地域集会所

【むらに一言】

村民の皆さんから『むらに一言』の申し込みをお待ちしています。日頃、疑問に感じていることや聞きたいこと、広報誌に対する感想等、多くの申し込みをお願いします。担当》協働まちづくり推進課

歩道の除雪について [匿名希望]

村に一言、苦言を申し上げます。
先日の広報で見ましたが、排雪のことで、歩道にまだまだ雪を投げている者がいる。何で止められないのか、人の迷惑を感じない無神経さにはあきれます。
村から注意してもらいたいと思います。

産業建設課からお答えします。 [土木係]

歩道への雪投げのマナーについては、これまでも幾つかのご指摘を頂いております。村では、地域の雪投げの状況について、現場確認をしながら、地域の自治会や住民の皆さんに正しい雪投げについての指導と協力依頼を行っております。
しかし、ご意見のとおり、全ての地域で雪投げのマナーが守られている現状ではありません。
日ごとに気温も上昇し、春が近づく季節となりましたので、このことについては、次のシーズンの課題として、今後、自治会長会議などの機会に話し合いながら、行政と自治会との協力で解決できるよう努めたいと考えておりますので、ご理解願います。

自転車専用通路について [出しゃばりオヨネさん]

自転車道路についてお願いします。
私も去年より、自転車に乗っていますが、歩道に乗っていますが、自転車に乗ったら車両となるので歩道はダメとのことですが、今度、鬼志別の市街は道路工事がはじまると聞きましたので、工事のときに、自転車通路をつくってください。
そして、そこに自転車のマークを付けてください。
先日、テレビを見てびっくりしました。歩道は違反と聞いてびっくりしました。
私の子どもも入学です。自転車を欲しがっています。
回覧などで、自転車の乗り方や、通る道などを図面のようなものを書いて、私も子どもも分かるようにお願いします。

産業建設課からお答えします。 [土木係]

鬼志別市街の豊富猿払線は、本年度から改修工事が行なわれます。
ご質問の歩道については(一般的に総称として歩道と呼ばれていることが多い)、幅員が3メートルであり道路構造令で規定されている自転車歩行者道と呼ばれるものであり、自転車の通行は可能です。
自転車歩行者道は、一般的に自転車通行可能な歩道ではありますが、歩道との区別がつきにくい部分もありますので、改修工事の中でご指摘の『自転車マーク』又は『道路標識の設置』について、今後、事業主体であります、稚内土木現業所とも協議を進めていきたいと考えております。
また、改修事業については単年度事業ではありませんので、鬼志別市街地での工事が、住民の皆様にご不自由をかけると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

4 APR むらのカレンダー

4月に村で行われる主な行事等をご紹介します。

2水	■BCG予防接種 14:00~国民健康保険病院
6日	■春の全国交通安全運動 (4月6日~4月15日)
7月	■村内各小学校入学式 10:00~各小学校 (芦野小学校のみ10:30~)
8火	■拓心中学校入学式 9:00~拓心中学校
9水	■足腰元気教室 13:00~保健福祉総合センター ■3種混合予防接種 14:00~国民健康保険病院
16水	■3種混合予防接種 14:00~国民健康保険病院
17木	■なかよし号移動図書館車巡回 10:10~知来別方面
18金	■なかよし号移動図書館車巡回 10:10~鬼志別小学校・芦野小学校
20日	■春の全道火災予防運動 (4月20日~4月30日) ■かざぐるまの会第16回公演『出前落語二人旅』 14:00開演~猿払村交流センター
23水	■足腰元気教室 13:00~保健福祉総合センター ■麻しん風しん混合予防接種 14:00~国民健康保険病院
24木	■なかよし号移動図書館車巡回 10:00~浅茅野方面

『笑顔いきいき』地域包括支援センターの活動紹介③
地域包括支援センターでは、地域での高齢者の皆さんに対する総合的かつ重層的なサービスネットワークの構築を目指して、関係者が集まり情報交換や課題への対応、各種事業の実施などについて協議をします。
□生活支援のためのネットワーク構築
★地域包括支援センター運営検討委員会の設置
関係機関の代表者が集まって事業内容を中心に協議をします。
★地域支援調整会議の開催・

関係機関との連絡調整
やすらぎ苑・国保病院・消防・保健福祉推進課・福祉協議会等が定期的に集まって、高齢者や障害者のサービス支援体制について連携、協議をします。
★地域ニーズの把握
民生委員児童委員協議会において、定期的に情報交換を行います。
★地域包括ケアの体制づくり
認知症講演会を開催します。
□包括的・継続的ケアマネジメント(支援のための連絡調整)
★ケアマネジャー・医療機関等との連携協力
高齢者に直接支援するほか

に、やすらぎ苑のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行います。また、医療機関をはじめ関係機関と連携を密にします。
【問合せ先】
猿払村地域包括支援センター(保健福祉総合センター内)
電話 2 2090(夜間・休日の携帯電話 090 9 519 9865)
小児救急電話相談の実施曜日(土曜日)の拡大について
道では、これまでの平日(午後7時~午後11時)に加えて、平成20年4月5日から土曜日(午後7時~午後11時)まで。

時)も小児救急電話相談事業を行うこととしましたので、お知らせいたします。
□小児救急電話相談事業
夜間における子どもの急な病気やケガなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。
★電話番号
011 232 1599
(ブッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは、短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。)
★相談実施日時
月曜日から金曜日までの午後7時から午後11時まで。

(祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。)
★平成20年4月5日から月曜日から土曜日までの午後7時から午後11時まで。(祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。)
★ご利用にあたっての注意事項
医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまで電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

『みんなのページ』は、村民の皆さんから寄せられた記事などを紹介するページです。皆さんの積極的な活用をお願いします。

『かるた愛好会』からのお知らせ

第11回北海道こどもかるた大会出場

去る1月20日、稚内市民体育館において北海道大会の出場をかけた、『第5回宗谷管内子ども会かるた大会』が開催され、本村からは、かるた愛好会に所属する小学生4チーム・中学生1チームが参加しました。

小学生の4チームはそれぞれ、最後の1枚まで諦めない緊迫した試合を行いました。残念ながら全道出場権を得ることはできませんでしたが、中学生の部に出場した【小泉巴(3年生)・小泉健太(2年生)・山岸博一(2年生)・佐藤嵐(2年生)】チームは見事、管内3位入賞

し、中学生の部として3年連続の全道大会出場権を獲得しました。

全道大会は、札幌市定山溪温泉で2月24日、中学生の部に32チームが参加し開催されました。結果は、1回戦で滝川市代表チームと対戦し、残念ながら敗退しました。



中学生チームが全道大会出場を村長に報告しました

第5回防犯協会長杯及び丸グループ杯村民カルタ大会開催

去る3月9日、猿払村交流センターにおいて、学校や地域・職場などで構成された14チーム、計50人の参加で上記大会が開催されました。

今回の大会は小学4年生以下の部Jクラスと小学5年生以上一般の部Aクラスを防犯協会長杯、中学生や高校生などを中心としたSクラスを丸グループ杯として各チームの技量が競われました。

各クラスのどの試合も緊張感溢れた、緊迫した対戦が行われました。また、Aクラスでは4年生で参加したチームが優勝するなど、小学生の技量向上が目を見届けた結果となりました。

大会を運営したカルタ愛好会は、「来年度

も丸グループ・防犯協会にご協力いただきながら、初心者から上級者まで、今年以上に多くの村民に参加してもらえよう大会にしたい。」とのことでした。

Jクラス	優勝	知来別の星(中山皓太/奥谷敬太/梅田新/東遥佳)
	準優勝	知来別の夢
	第3位	ハマナス連合
Aクラス	優勝	ののももいっちゃん(小泉和/中山桃花/森いつみ)
	準優勝	KMW
	第3位	浜のチョイ悪ボーイズ
Sクラス	優勝	HAK(山岸博一/佐藤嵐/小泉健太)
	準優勝	美男と久保先生
	第3位	蒼ちゃん'S

■広報記事の訂正について

広報さるふつ2月号(No.333)に掲載した、『公共施設使用料の新設・一部改正について』の掲載内容に一部誤りがありました。右表のとおり訂正し、お詫びいたします。

『さるふつ温泉』の料金改正に伴い、その他の区分(非課税)の回数券につきましても12枚綴へ変更となります。

【訂正前】

区分	回数券	
	改正前	改正後
18歳以上	3,500円(11枚綴)	5,000円(12枚綴)
70歳以上	2,000円(11枚綴)	3,000円(12枚綴)

【訂正後】

区分	回数券	
	改正前	改正後
18歳以上	3,550円(11枚綴)	5,100円(12枚綴)
70歳以上	2,050円(11枚綴)	3,100円(12枚綴)

上記金額は入湯税を含んだ金額です。

人口・世帯		平成20年3月1日現在 ()内は前月比			
地区名	男性	女性	人口	世帯	
知来別	175	182	357	107	
浜鬼志別	295	300	595	198	
浜猿払	94	78	172	68	
浅茅野	43	55	98	47	
浅茅野台地	82	83	165	43	
小石	25	37	62	39	
鬼志別(東町)	124	134	258	113	
鬼志別(西町)	219	226	445	188	
鬼志別(南町)	118	125	243	116	
鬼志別(北町)	114	120	234	123	
豊里	11	7	18	7	
芦野	69	67	136	44	
猿払	25	32	57	25	
狩別	23	20	43	11	
合計	1,417 (-1)	1,466 (+4)	2,883 (+3)	1,129 (+4)	

婚姻
ご結婚おめでとうございます。
住 岩伊 高末 吉竹
所 井藤 橋永 村田
鬼志別 鬼志別北町 浜鬼志別
東町 奈祐 美
恵悟 々樹 和修
さん さん さん

出生
お誕生おめでとうございます。
住 平松 吉岡 白田
所 3月2日生(純一・千佳子) 2月24日生(和志・優美) 2月13日生(武士・千恵)
浜猿払 鬼志別西町 鬼志別南町

死亡
お悔やみ申し上げます。
「78歳」住 小西良市様
所 鬼志別北町
「78歳」住 鈴木吉夫様
所 浅茅野
「85歳」住 工藤秀雄様
所 知来別

寄付
ご寄付をいただきました。
「一般寄付」住 仙名一俊様
所 北広島市
「一般寄付」住 工藤幸雄様
所 知来別
「85歳」住 青木しゅん様
所 浅茅野台地
「81歳」住 角谷サダコ様
所 鬼志別南町

【問合せ・申し込み先】
総務課総務係 電話 2
3

種類	位置
広報さるふつ 最大4枠	最終ページ
村ホームページ 最大3枠	トップページ
村営バス 最大3枠	後面
公共施設	村長が定める場所

村では現在、広告事業を行っています。村では、村の資産を広告媒体として活用し、民間事業者などの広告(有料)を掲載することにより、村民サービスの向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を目的に広告事業を実施していますので、是非、ご活用ください。
なお、広告事業についてのお問い合わせ、申し込みについては、総務課総務係までお願いいたします。

【バレーボール少年団】



猿払レインボー（バレーボール少年団）

キャプテン 長原 佳乃子 さん

私たちバレーボール少年団は、現在、
鬼志別・浜鬼志別・浜猿払の団員で
構成されています。

3月の大会を最後に
今年度の大会は終わりましたが
週3回の練習に取り組んでいます。

バレーボールを通して
他の学校、他の学年の友達もでき、
交流し合うことで、
一人ひとりの世界が広がります。

そして、共に練習し、
共に喜び合った仲間とだからこそ絆が深まります。
私たち6年生は今年度で卒団しますが、この絆を
新チームの皆に受け継いでもらいたいです。

時事 雑感

いよいよ4月が始まります。新入学や進学、
そして新しく社会人となった人達は新天地で
の活動に向け、希望一杯・胸一杯でウキウキし
ながら4月を迎えた人が多いと思います。陰暦では、
四月を卯月(うづき)と言われていますが、私的には、4
月を『ウズク月』と感じています。みなさんは如何で
しょうか。例年ですと今の時期は、雪解け水により道
路も汚く、歩行者にとっても車の運転手にとっても不
快な時期になります。しかし、同じ雪解け水でも、そ
の水面が日差しに照らされ、また、風にゆれて『キラ
キラ・ピカピカ』と、とても気持ちを和ませてくれる
面もあります。もし、今年も同じ道路の状態でしたら、
その『キラキラ・ピカピカ』の雪解け水を車で走行中
に歩行者にかけないように気を付けながら運転したい
と思っています。特に、ピカピカの小学1年生を見か
けたら、みなさんも気を付けてあげてください。

カクヤ

<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>
Eメール: postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp

発行／猿払村役場

編集／協働まちづくり推進課

〒098-6292

北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地

TEL 01635-2-3131 FAX 01635-2-3812